

(仮称)鎌倉市葬祭場の設置等に関する指導要綱素案

〔背景〕

開発事業等における手続及び基準等に関する条例の適用にならない葬祭場は、住民への周知もなく、建築確認手続だけで進む現状があります。

市議会定例会で「葬儀場の諸問題に対応するため、条例又は要綱の制定について」協議されました。

〔概要〕

○目的

・葬祭場の設置及び管理運営について事業者に協力を求めることにより、紛争を未然に防止して、良好な居住環境及び相隣関係を確保することを目的とします

○対象

・業として葬祭を行うことを主たる目的とした集会施設(ただし、既存の神社、寺院、教会その他これに類する施設に併設されるものは除く)

○適用除外

・届出、住民への周知、計画上の措置等の規定(まちづくり条例等の適用時)
・既存の葬祭場の建築(ただし、敷地を拡大し、建築を行う場合は除く)

○住民への周知

・敷地境界線から50m以内の土地所有者、建物の所有者及び占有者に対し説明を行います

○建築等の計画上の措置

・敷地内に植栽等緑化すること
・当該敷地の前面道路に沿って6m以上の空地(前面道路幅員を含む)を設置すること
・駐車場は、敷地内又は近傍に葬祭場の規模に応じ適切な台数を確保すること
・霊柩車等葬祭用車両の発着場所を葬祭場の敷地内に設けること
・形態、意匠又は色彩は、周辺地域の景観との調和に配慮し、鎌倉市景観計画を遵守すること

○管理運営上の措置

・花環及び供花は、敷地内に設置すること
・通夜、告別式等は、当該建築物の敷地内で行うこと
・建築物内外の音又は臭いについては、できるだけ周囲に影響のないよう防音・防臭に配慮すること
・計画地の道路状況により、交通渋滞等が予想されるときは、会葬者の自動車による来場を自粛するよう指示すること
・計画地が商店街にある場合、会葬その他により、営業の妨げにならないよう努めること
・建築物等の管理を適切に行うとともに、関連住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること
・その他関連住民等の生活環境に十分配慮すること

(仮称)鎌倉市葬祭場の設置等に関する指導要綱素案

手続については以下のとおりです。

■建築物計画

- ・鎌倉市まちづくり条例
- ・鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例

上記条例
適用あり

- 事業者は条例適用の際も、要綱の一部が適用となり、これらの内容の協議を行い、協議内容確認書を提出します。
- ・霊柩車等葬祭用の車両の設置場所
 - ・管理運営上の措置

上記条例
適用なし

- 事業者は葬祭場設置協議申出を行います。
- [添付図書]
計画概要書、案内図、建築物計画図、管理運営関係書類 等

- 事業者は周知を図るため標識の設置を行います。

- 事業者は周辺の住んでいる人へ説明を行います。
- [説明事項]
計画の概要、工期や作業方法、管理運営方法 等

- 事業者は説明した内容を説明実施結果報告書にて提出します。

- 事業者は関係課と協議した内容を記載した協議内容確認書を提出します。